

毒物劇物業務上取扱者届書

事 業 場	種 類	1（電気めっき業） 2（金属熱処理業） 3（運送業） 4（しろあり防除業） 令 第 41 条 第 号 に 規 定 す る 事 業
	名 称	
	所 在 地	
取 扱 品 目		
備 考		店 舗 の 電 話（ 担 当 者（氏 名 Tel ）

上 記 により、毒 物 劇 物 業 務 上 取 扱 者 の 届 出 を し ま す。

年 月 日

住 所 〔 法人にあつては主
たる事務所の所在地 〕

氏 名 〔 法人にあつては名
称及び代表者氏名 〕

名 古 屋 市 長 殿

第6号様式（裏）

（注 意）

- 1 事業場の種類欄は、該当する事業の番号を丸で囲ってください。
- 2 取扱品目欄には、電気めっき業及び金属熱処理業にあつては無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する品目、運送業にあつては令別表第2に掲げられた運送品目、しろあり防除業にあつては砒素化合物たる毒物及びこれを含有する製剤の品目を記載してください。
なお、取扱品目が多くこの欄に書けない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 業務上取り扱うこととなった日から30日以内に届け出てください。
- 4 毒物劇物取扱責任者設置届も併せて届け出てください。

（参考書類）

- 1 電気めっき業
 - (1) 事業場の平面図
 - (2) 貯蔵設備の立面図
 - (3) めっき等の工程のわかるもの
- 2 金属熱処理
 - (1) 事業場の平面図
 - (2) 貯蔵設備の立面図
 - (3) 金属熱処理等の工程のわかるもの
- 3 運送業
 - (1) 事業場の平面図
 - (2) 貯蔵設備の立面図（貯蔵設備がある場合）
- 4 しろあり防除業
 - (1) 事業場の平面図
 - (2) 貯蔵設備の立面図